

## 1.利用料金（利用者負担金）

## (1) 介護保険対象

## ①基本サービス費

【要介護の方：1日あたり】

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	542	609	679	744	813
2割負担	1,084	1,218	1,358	1,488	1,626
3割負担	1,626	1,827	2,037	2,232	2,439

【要支援の方：1日あたり】

【単位：円】

	要支援1	要支援2
1割負担	183	313
2割負担	366	626
3割負担	549	939

## ②加算

【単位：円】

加算名 / 算定要件 / 利用料	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算（1日当たり）ⅠとⅡ併算可 Ⅰ 機能訓練指導員を1名以上配置し、多職種 が共同して利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に 機能訓練を行っている場合。	12	24	36
Ⅱ 上記Ⅰを算定している利用者について、 個別機能訓練計画内容等の情報を厚生 労働省に提出し、機能訓練実施に当たって当該情報他機能訓練の適切かつ 有効な実施のために必要な情報を活用。（1月あたり）	20	40	60
ADL維持等加算Ⅰ（1月当たり）※ 利用開始月と該当月の翌月から起算して 6ヶ月目においてバーセルインデックスを適切に評価できる者がADL値を測定し、 測定した日が属する月ごとに厚生労働省にLIFEを活用して提出する。 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得 （調整済ADL利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者の ADL利得を平均して得た値が1以上。	30	60	90

若年性認知症利用者受入加算（1日当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
受け入れた若年性認知症利用者ごとに 個別の担当者を定めている。（認知症行動・心理症状緊急対応加算算定時は算定不可）	120	240	360
協力医療機関連携加算Ⅰ（1月当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
協力医療機関の体制 ・利用者者等が急変した場合等の医師又は看護職員の相談体制の常時確保 ・診療の求めがあった場合の診療体制の常時確保	100	200	300
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
・感染症法第6条第17項に規定する第二種 協定指定医療機関との体制確保 ・協力医療機関等との連携及び対応 ・感染対策向上加算等の届出を行った医療機関等が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加	10	20	30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（1月当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
・感染対策向上加算等の届出を行った医療 機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている。	5	10	15
※Ⅰ・Ⅱ併算可			
新興感染症等施設療養費（1日当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
・厚生労働大臣が定める感染症※に感染した 場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した方等に対し、適切な感染対策を行った上でサービスを行った場合。 （1月に1回、連続する5日を限度） ※2024年4月1日現在指定感染症はない	240	480	720
口腔・栄養スクリーニング加算（6か月ごと）	1割負担	2割負担	3割負担
利用者に対し利用開始日及び利用中 6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態についてスクリーニングを確認を行う。	20	40	60
科学的介護推進体制加算（1月当たり）	1割負担	2割負担	3割負担
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能 認知症の状況他心身状況等に係る基本的な情報及び疾病状況や服薬情報等厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービス提供に当たって上記情報他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用。	40	80	120

退院・退所時連携加算（1回当たり）※ 当該利用者の医療機関や老人保健施設の 退院又は退所にあたって当該医療提供施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する 必要な情報の提供を受けたうえで、特定施設サービス計画を作成し、利用に関する 調整を行った場合には、入居した日から起算して30日以内の期間について算定。 30日を超える医療提供施設への入院・入居後に再入居した場合も算定可。		1割負担	2割負担	3割負担	
		30	60	90	
退居時情報提供加算（1回当たり） 医療機関へ退所する利用者等について 退所後の医療機関に対して、当該利用者等の心身状況、生活歴等を示す情報を 提供した場合に、利用者1名につき1回に限り算定。		1割負担	2割負担	3割負担	
		250	500	750	
看取り介護加算（1日当たり）※ I		死亡日45日前～31日前	72	144	216
		死亡日30日前～4日前	144	288	432
		死亡日前々日、前日	680	1,360	2,040
		死亡日	1,280	2,560	3,840
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が一般的に医学的に知見に基づき回復の見込みがないと診断された方</li> <li>・医師、看護職員、介護支援専門員他職種が共同で作成した介護にかかる計画について医師等（その内容に応じた適当な者）から説明を受け当該計画について同意している方（家族含む）</li> <li>・看取りに関する指針に基づき利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互連携の下、介護記録等を活用した介護について説明を受け同意した上で介護を受けている方（家族含む）</li> <li>・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を実施</li> <li>・看取りに関する協議の場の参加者として生活相談員を明記：赤井 義隆</li> <li>・施設サービス計画の作成に当たり本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。</li> </ul>			
サービス提供体制強化加算 I（1日あたり）		1割負担	2割負担	3割負担	
		22	44	66	
介護職員等処遇改善加算 I		基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の12.8%			

※要介護のみ対象

(2) 介護保険対象外

【単位：円】

項目	内訳等			備考
おむつ代等	紙おむつ	紙パンツ	尿取パッド	使用されるおむつに要する費用（1枚あたり）
	200	200	100	
行事・理美容等	実際に要した額			行事、レクリエーション、理美容費等に要する費用

3.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。